

上田市地域防災計画【その他の災害対策編】

新旧対照表

令和6年3月

頁	新	旧	修正理由・備考
2	<p>雪害対策編 第1章 災害予防計画 第1節 雪害に強いまちづくり 第3 実施計画 1 雪害に強いまちづくり (2) 実施計画</p> <p><u>ア 県、市及び地方整備局、地方運輸局等を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>イ 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備等を行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>ウ 雪害に強い市土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的・計画的に推進するものとする。</u></p> <p><u>エ 雪崩による災害を防止するための施設等の整備及び雪崩、融雪等による水害・土砂災害を防止するための事業等を推進するものとする。</u></p> <p><u>オ 積雪寒冷の度が特にはなはだしい地域において道路交通の確保が必要であると認められ、国土交通省から指定された道路において、スノーシェッド、防護柵、消雪施設等防雪施設の整備並びに路盤改良、流雪溝の整備等を行うものとする。</u></p> <p><u>カ 消流雪用水の確保、除排雪機能の高い河川・溪流の整備、通信ケーブルの地中化等の施策を行うものとする。</u></p>	<p>雪害対策編 第1章 災害予防計画 第1節 雪害に強いまちづくり 第3 実施計画 1 雪害に強いまちづくり (2) 実施計画</p> <p><u>ア 雪害に強い市土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的・計画的に推進するものとする。</u></p> <p><u>イ 雪崩による災害を防止するための施設等の整備及び雪崩、融雪等による水害・土砂災害を防止するための事業等を推進するものとする。</u></p> <p><u>ウ 積雪寒冷の度が特にはなはだしい地域において道路交通の確保が必要であると認められ、国土交通省から指定された道路において、スノーシェッド、防護柵、消雪施設等防雪施設の整備並びに路盤改良、流雪溝の整備等を行うものとする。</u></p> <p><u>エ 消流雪用水の確保、除排雪機能の高い河川・溪流の整備、通信ケーブルの地中化等の施策を行うものとする。</u></p> <p><u>オ 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>カ 県、市及び地方整備局、地方運輸局等を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。</u></p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
6	<p>11 授業の確保等 (2) 実施計画 ア 市立の学校においては、以下の対策を実施する。 (ア) <u>建設時に想定された施設等の耐久度を上回る積雪が生じると破損するおそれがあるので、定期的な施設点検を実施し、危険箇所</u>の補強修理、施設の壁面や基礎等を防護するための雪囲いをする等の処置を講ずる。</p>	<p>11 授業の確保等 (2) 実施計画 ア 市立の学校においては、以下の対策を実施する。 (ア) <u>積雪が一定量をこえると施設等の耐久度により破損するおそれがあるので、定期的な施設点検を実施し、危険箇所の補強修理、施設の壁面や基礎等を防護するための雪囲いをする等の処置を講ずる。</u></p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
7	<p>14 雪害に関する知識の普及・啓発 (2) 実施計画</p> <p><u>ア</u> 降積雪時の適切な活動や除雪作業の危険性と対応策等について、住民に対して周知を図るとともに、防災マップ等により、雪崩危険箇所等の周知を図るものとする。</p> <p>特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置の促進や除排雪の安全を確保するための装備の普及を図るものとする。</p> <p>また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を地域で連携して支援する体制を整える。</p> <p><u>イ 道路や屋根雪等の除排雪中の事故の発生を防止する等のための克雪に関する技術の普及等を図る。</u></p>	<p>14 雪害に関する知識の普及・啓発 (2) 実施計画</p> <p>降積雪時の適切な活動や除雪作業の危険性と対応策等について、住民に対して周知を図るとともに、防災マップ等により、雪崩危険箇所等の周知を図るものとする。</p> <p>特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置の促進や除排雪の安全を確保するための装備の普及、<u>克雪に係る技術の普及等</u>を図るものとする。</p> <p>また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を地域で連携して支援する体制を整える。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
8	<p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え 第1 基本方針</p> <p><u>雪害においては、被害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにもつながる。</u></p> <p><u>このため、適切な除雪の実施、雪崩災害の防止活動が必要である。</u></p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>迅速かつ効果的な道路除雪活動の実施</u> 2 <u>雪害時における鉄道の運行を確保するための活動の実施</u> 3 <u>雪害時における通信を確保するための活動の実施</u> 4 <u>豪雪地帯住民の安全確保を図るための活動の実施</u> 5 <u>冬期における児童生徒の教育の確保</u> 6 <u>文化財に積雪による破損等のおそれがある場合の応急活動の実施</u> 7 <u>警備体制の確立による応急活動の実施</u> 8 <u>雪崩災害の発生及び拡大を防止するための活動の実施</u> 	<p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え 第1 基本方針</p> <p><u>雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして体制等の整備を行うことが必要である。</u></p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>気象警報・注意報等の住民に対する伝達体制を整備する。</u> 2 <u>緊急輸送確保のため、除雪等の体制を強化する。</u> 3 <u>避難収容に使用することが想定される施設の建設にあたっては、雪崩災害等の危険性に対する配慮を行う。</u> 4 <u>雪処理の担い手確保の体制を整備する。</u> <p><u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u></p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
8 (続き)	<p>第3 活動の内容</p> <p>1 除雪等活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>救助・救急・医療活動を迅速に行うためにも、被害の拡大を防止し、緊急物資を被災者に供給するためにも、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。このため、迅速かつ効果的な除雪活動が求められる。</p> <p>また、病院、学校などの主要施設へのアクセス道路や地域として必要なバス路線を確保するため、迅速かつ効果的な除雪活動を行う必要がある。</p> <p>除雪活動を迅速かつ効果的に行うためには、路線の性格、降雪量、積雪深、交通障害の程度、除雪能力などを勘案し、作業量及び緊急度に応じた体制をとる。なお、関連する他の道路との整合は常に図るものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>市は、市地域防災計画のほか関係する計画の定めるところにより除雪体制を整備し、豪雪時には道路交通を緊急に確保し道路機能の確保を図るものとする。</p> <p>2 住民の安全対策、福祉対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>雪下ろしや除雪作業の際の安全を確保を図り、高齢者世帯等の雪下ろし等の実施が困難な世帯の安全確保のための住宅除雪支援員の派遣を行う。</p> <p>さらに降雪が続き広域的除雪支援が必要な場合は、広範囲な地域住民による支援やボランティアによる支援を行う。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 住民による自力除雪の際の危険防止について注意喚起等の広報活動を実施する。</p> <p>イ 広範囲な地域住民の参加及びボランティア等による雪処理のための支援の実施に努める。</p> <p>ウ 市は、平常時から、高齢者等の要配慮者の住居その他関連施設について、状況の把握に努め、除雪が困難であったり、危険な場合においては、必要に応じ、消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・再点検に努める。</p>	<p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民に対する情報の伝達体制の整備</p> <p>気象警報・注意報等の伝達は、第2章災害応急対策計画 第1節「災害直前活動」の「伝達系統」とおりであるが、防災関係機関は、円滑で速やかな情報の伝達ができるように、体制の整備を図るものとする。</p> <p>2 緊急輸送関係</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>迅速かつ円滑な災害応急対策を行うためには、緊急輸送体制の整備が必要である。このため、各機関は、除雪体制の強化等、雪害に対する安全性の確保を図るものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>スノーシェッドの設置、除雪体制の強化等の雪害に対する安全性を確保する。</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
8 (続き)	<p>3 <u>授業の確保等</u></p> <p>(1) 基本方針</p> <p><u>幼稚園、小学校、中学校（以下この節において「学校」という。）においては、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、冬期における児童生徒等の教育を確保するための対策を講ずる。</u></p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>市立の学校においては、以下の対策を実施する。</u></p> <p>ア <u>学校長は、児童生徒及び保護者に対し確実かつ迅速に連絡体制をとる。</u></p> <p>イ <u>学校長は、天候の急変に際して市教育委員会と密接な連絡の上、始業、終業時刻の繰り上げ、繰り下げ等適切な変更措置をとる。</u></p> <p>ウ <u>学校長は、豪雪による交通機関の停止または遅延に際しては、遠隔地通学児童生徒等の実態を踏まえ、授業日の振替、始業・終業時刻の変更等、学校運営について弾力的に対応する。</u></p> <p>エ <u>学校長は、山間部から通学する児童生徒等の生命保護のため、雪崩発生のおそれがあるときは気象情報等を伝達するなど事故防止に努める。</u></p> <p>オ <u>積雪が一定量を超えると施設等の耐久度により破損するおそれがある場合、学校長は、これを防止するため雪下ろしを実施する。</u></p> <p><u>なお、雪下ろしのいとまがない場合には、一時建物の使用を禁止する等の措置をとる。</u></p>	<p>3 <u>避難収容関係</u></p> <p>(1) 基本方針</p> <p><u>公民館、学校等の避難施設としての使用が予想される施設の建設にあたっては、雪崩等の災害に対する安全性、寒さに対する配慮等を行うものとする。</u></p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>ア <u>公民館、学校等の公共施設は、雪崩のおそれがない場所へ設置する。</u></p> <p>イ <u>避難施設等における暖房設備の設置等の寒さに対する配慮を行う。</u></p> <p>ウ <u>応急仮設住宅等の設置に適した、雪崩のおそれがない場所を把握する。</u></p> <p>エ <u>応急仮設住宅の建設にあたっては、地域の環境特性に配慮した仕様とする。</u></p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>修正理由・備考</p> <p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
9	<p>4 <u>文化財の保護</u></p> <p>(1) 基本方針</p> <p><u>文化財については、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定・登録し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。</u></p> <p><u>市における国・県指定文化財（資料編参照）の中で、特に豪雪地帯あるいは山間地にある文化財建造物等については、積雪による破損や損傷のおそれがある場合は、適切な応急対策を講じる。</u></p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>所有者等は、積雪量が一定量を超えると、文化財建造物等の耐久度により破損や損傷のおそれがある場合、これを防止するため時期を逸しないよう雪下ろしを実施するものとする。</u></p>	<p>4 <u>雪処理関係</u></p> <p>(1) 基本方針</p> <p><u>雪害が発生するおそれがあり通常の除排雪の体制では人材、機材が不足する可能性を想定して、各機関は、雪処理の担い手となる、地域住民、ボランティア、建設業団体の受け入れ等に関する体制の構築に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>ア 豪雪に備えた地域住民による支援のための仕組み作りを推進するものとする。</u></p> <p><u>イ ボランティアを地域で受け入れるための体制作りを図るものとする。</u></p> <p><u>ウ 社会福祉協議会が行うボランティアの事前登録の推進について、住民に対する啓発普及を図る等その支援に努めるものとする。</u></p> <p><u>エ 建設業団体と連携して除排雪に必要な機械の確保を図るものとする。</u></p> <p><u>オ 社会福祉協議会等ボランティア関係団体が実施する計画</u></p> <p><u>(ア) ボランティア事前登録の推進を図るものとする。</u></p> <p><u>(イ) 除雪ボランティア活動環境の整備に努めるものとする。</u></p>	<p>修正理由・備考</p> <p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
1 3	<p>第2章 災害応急対策計画</p> <p>第2節 除雪等の実施と雪崩災害の防止活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 除雪等活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>救助・救急・医療活動を迅速に行うためにも、被害の拡大を防止し、緊急物資を被災者に供給するためにも、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。このため、迅速かつ効果的な除雪活動が求められる。</p> <p><u>また、病院、学校などの主要施設へのアクセス道路を確保するため、迅速かつ効果的な除雪活動を行う必要がある。</u></p> <p>除雪活動を迅速かつ効果的に行うためには、路線の性格、降雪量、積雪深、交通障害の程度、除雪能力などを勘案し、作業量及び緊急度に応じた体制をとる。なお、関連する他の道路との整合は常に図るものとする。</p>	<p>第2章 災害応急対策計画</p> <p>第2節 除雪等の実施と雪崩災害の防止活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 除雪等活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>救助・救急・医療活動を迅速に行うためにも、被害の拡大を防止し、緊急物資を被災者に供給するためにも、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。このため、迅速かつ効果的な除雪活動が求められる。</p> <p>除雪活動を迅速かつ効果的に行うためには、路線の性格、降雪量、積雪深、交通障害の程度、除雪能力などを勘案し、作業量及び緊急度に応じた体制をとる。なお、関連する他の道路との整合は常に図るものとする。</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
35	<p>第3節 災害応急対策の実施</p> <p>第2 主な活動</p> <p>1 道路管理者、指定行政機関、地方公共団体、公共機関等それぞれが、路上障害物除去、緊急輸送道路確保等の応急活動を実施する。 また、被害の拡大を防ぎ緊急交通路を確保するため、交通規制、迂回道路の設定等の措置をとるとともに、被害の拡大等を防ぐため、道路利用者等に情報を提供する。</p> <p>2 関係機関の間で整備した業務協定等に基づく応急活動を実施する。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 道路管理者、指定行政機関、地方公共団体、公共機関等の応急活動の実施</p> <p>(1) 基本方針 自然災害・事故等が発生した場合には、速やかに道路障害物除去等の応急活動を実施し、被害を最小限度にとどめるとともに、二次災害を防ぐために交通規制等を実施する。</p> <p>(2) 実施計画 市内の道路(橋梁等を含む)の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努めるものとする。</p> <p><u>2 関係機関の協力体制の確立</u></p> <p><u>(1) 基本方針</u> <u>関係各機関が協力して活動することは、災害応急対策を実施するうえで有効である。このため各機関が相互に情報を共有し、協力して災害応急対策活動を実施する体制を確立する。</u></p> <p><u>(2) 実施計画</u> <u>必要物資等について速やかに県に要請するなど、県と連絡を密にし、協力して効率的な人員資材の運用に努めるものとする。</u></p>	<p>道路災害対策編</p> <p>第2章 災害応急対策計画</p> <p>第3節 災害応急対策の実施</p> <p>第2 主な活動</p> <p>1 道路管理者、指定行政機関、地方公共団体、公共機関等それぞれが、路上障害物除去、緊急輸送道路確保等の応急活動を実施する。 また、被害の拡大を防ぎ緊急交通路を確保するため、交通規制、迂回道路の設定等の措置をとるとともに、被害の拡大等を防ぐため、道路利用者等に情報を提供する。</p> <p>2 関係機関の間で整備した業務協定等に基づく応急活動を実施する。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 道路管理者、指定行政機関、地方公共団体、公共機関等の応急活動の実施</p> <p>(1) 基本方針 自然災害・事故等が発生した場合には、速やかに道路障害物除去等の応急活動を実施し、被害を最小限度にとどめるとともに、二次災害を防ぐために交通規制等を実施する。</p> <p>(2) 実施計画 市内の道路(橋梁等を含む)の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努めるものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
36	<p>第4節 関係者への情報伝達活動</p> <p>第2 主な活動 被災家族等に対する的確な情報伝達活動を実施する。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>第4節 関係者への情報伝達活動</p> <p>第2 主な活動 被災家族等に対する的確な情報伝達活動を実施する。</p> <p><u>1 関係機関の協力体制の確立</u></p> <p><u>(1) 基本方針</u> <u>関係各機関が協力して活動することは、災害応急対策を実施するうえで有効である。このため各機関が相互に情報を共有し、協力して災害応急対策活動を実施する体制を確立する。</u></p> <p><u>(2) 実施計画</u> <u>必要物資等について速やかに県に要請するなど、県と連絡を密にし、協力して効率的な人員資材の運用に努める。</u></p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
49	<p>鉄道災害対策編 第1章 災害予防計画 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え 第3 計画の内容 3 救助・救急・消火活動のための体制の整備 (2) 実施計画 ア 鉄道事業者が実施する計画 (ウ) 事故発生時における混乱を防止し、秩序を維持するために、駅構内及び列車等における、旅客の誘導等に関する実施要領を定めるよう努める。 <u>(エ) 鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努めるものとする。</u></p>	<p>鉄道災害対策編 第1章 災害予防計画 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え 第3 計画の内容 3 救助・救急・消火活動のための体制の整備 (2) 実施計画 ア 鉄道事業者が実施する計画 (ウ) 事故発生時における混乱を防止し、秩序を維持するために、駅構内及び列車等における、旅客の誘導等に関する実施要領を定めるよう努める。 <u>(新規)</u></p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
76	<p>大規模な火災災害対策編 第1章 災害予防計画 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え 第3 計画の内容 1 救助・救急用資機材の整備 (1) 基本方針 災害時に備え、救助工作車及び救急自動車については、<u>一定の充足及び高規格化が果たされているが、更なる</u>促進が必要である。<u>また、</u>消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練も必要である。 また、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。</p>	<p>大規模な火災災害対策編 第1章 災害予防計画 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え 第3 計画の内容 1 救助・救急用資機材の整備 (1) 基本方針 災害時に備え、救助工作車の<u>充足</u>及び救急自動車の<u>高規格化</u>の促進が必要である<u>とともに</u>、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練も必要である。 また、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
79	<p><u>4 避難誘導計画</u></p> <p><u>(1) 基本方針</u></p> <p><u>市は、大規模な火事災害時等における避難誘導に係る計画をあらかじめ定める。</u></p> <p><u>(2) 実施計画</u></p> <p><u>ア 市は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。また防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置をとるものとする。</u></p> <p><u>イ 市は、木造住宅密集地域外等の大規模な火災の発生が想定されない安全区域内に立地する施設等であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを、大規模な火事災害時の指定緊急避難場所として指定するものとする。なお指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。</u></p>	<u>(新規)</u>	<p>修正理由・備考</p> <p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>